様式第２号(第6条関係)

出雲市高齢者配食サービス事業利用決定通知書

第　　　　号

年　　月　　日

　様

出雲市長　　　　　　印

　　年　　月　　日付けで申請のありました配食サービス事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、出雲市高齢者配食サービス事業実施要綱第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 決定事項 | 配食サービスを　　実施する　　実施しない |
| 利用対象者 | 住　　所 | 出雲市 |
| 氏　　名 |  | 性別 |  |
| 生年月日 |  | 電話番号 |  |
| 受託者 |  | 開始日 |  |
| 配食数等 | 週　食主食+副食副食のみ | 月　火　水　木　金　土　日昼　昼　昼　昼　昼　昼　昼夕　夕　夕　夕　夕　夕　夕 | 備考 |
| 利用料(1食あたり) | 　　　　　円 | 食事内容 |  |
| 配食サービスを実施しない理由 |

（備考）

利用料は、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

（注意事項）

食事内容等に変更が生じたときは、速やかにご連絡ください。

（審査請求）

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第２号(第6条関係)

出雲市高齢者配食サービス事業利用変更決定通知書

第　　　　号

年　　月　　日

　様

出雲市長　　　　　　印

　　年　　月　　日付けで変更申請のありました配食サービス事業の利用について、下記のとおり変更決定しましたので、出雲市高齢者配食サービス事業実施要綱第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者氏名 |  |
| 変更前 | 配食数等 | 週　食主食+副食副食のみ | 月　火　水　木　金　土　日昼　昼　昼　昼　昼　昼　昼夕　夕　夕　夕　夕　夕　夕 | 備考 |
| 利用料(1食あたり) | 　　　　円 | 食事内容 |  |
| 変更後 | 配食数等 | 週　食主食+副食副食のみ | 月　火　水　木　金　土　日昼　昼　昼　昼　昼　昼　昼夕　夕　夕　夕　夕　夕　夕 | 備考 |
| 利用料(1食あたり) | 　　　　円 | 食事内容 |  |
| 変更開始日 | 年　　月　　日分から |

（備考）

利用料は、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

（注意事項）

食事内容等に変更が生じたときは、速やかにご連絡ください。

（審査請求）

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。